

国立大学法人東北大学物品の貸付料算出基準

平成19年6月29日

財務部長裁定

改正 平成28年2月1日財務部長裁定

改正 平成30年1月11日財務部長裁定

国立大学法人東北大学物品管理事務取扱細則（平成16年4月1日理事（財務・人事担当）裁定）

第18条第4項に定める物品貸付料の算出方法は、次のとおりとする。

1 貸付基礎額（単価は、小数点第1位を四捨五入して得た額とする。）

① 耐用年数を超えていない物品

貸付基礎額／1年：{取得価格－（取得価格×10%）} ÷耐用年数

② 耐用年数を超えている物品

貸付基礎額／1年：取得価格×10%

※貸付基礎額の算定にあたっては、取得価格から消費税及び地方消費税を除くものとする。

2 加算額（単価は、小数点第1位を四捨五入して得た額とする。）以下の項目のうち、該当するものを加算するものとする。

① 光熱水料

② 保守点検等経費

③ 運転等消耗品費

④ 運転技術職員の人件費相当額

⑤ その他管理運営上必要となる経費

※①～③の算定にあたっては、各項目から消費税及び地方消費税を除くものとする。

※⑤の算定にあたっては、実態に応じて消費税及び地方消費税を除くものとする。

3 物品の貸付料

貸付料／1年：（貸付基礎額＋加算額）＋消費税及び地方消費税相当額

※日単価又は時間単価とする場合は、物品ごとの稼働日数又は稼働時間を考慮し算出すること。

※また、都度必要となる消耗品について、その実費を別途徴収することを妨げない。

4 その他

貸付料の算定について、この基準により難しい場合は、財務部と別途協議するものとする。

附 則

この基準は、平成19年7月1日から実施する。

附 則（平成28年2月1日改正）

この基準は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成30年1月11日改正）

この基準は、平成30年4月1日から実施する。